

季節労働者の方は  
**無料**です！

# 技能講習

申込受付中！

開催日程(令和8年)

種目	実施日	5月	6月
小型移動式クレーン運転技能講習		25日(月)~27日(水)	4日(木)~6日(土) 18日(木)~20日(土)
玉掛技能講習		18日(月)~20日(水)	1日(月)~3日(水) 15日(月)~17日(水)
車両系建設機械(整地等)運転技能講習 14Hコース		14日(木)~15日(金) 28日(木)~29日(金)	17日(水)~18日(木) 29日(月)~30日(火)
フォークリフト運転技能講習 11Hコース		20日(水)~21日(木)	1日(月)~2日(火) 15日(月)~16日(火)
フォークリフト運転技能講習 31Hコース		25日(月)~28日(木)	8日(月)~11日(木) 22日(月)~25日(木)
高所作業車運転技能講習			3日(水)~4日(木)
車両系建設機械(解体用)運転技能講習		23日(土)	
不整地運搬車運転技能講習		21日(木)~22日(金)	
アーク溶接等の特別教育		18日(月)~19日(火)	29日(月)~30日(火)
自由研削といしの業務に係る特別教育			
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育		15日(金)	5日(金)
クレーン等の特別教育 (天井・ホイスト式クレーン等5ト未満)			22日(月)~23日(火)
テールゲートリフター特別教育		23日(土)	12日(金)
小型車両系建設機械(整地等)の運転業務に係る 特別教育(機体重量3ト未満)			9日(火)~10日(水)
新・伐木等の特別教育			25日(木)~27日(土)
刈払い機取扱作業安全衛生教育		22日(金) 29日(金)	8日(月) 24日(水) 26日(金)

開催場所・・・(株)技術能力開発センター北見教習所(北見市小泉416番地18)

受講の流れ ①協議会に申込書を取りに来て、説明を受ける。

②必要書類を協議会に提出する。

※必要書類 ~ 申込書、雇用保険被保険者証か離職票の写し、  
顔写真(縦3cm×横2.4cm)、免許証の写し、必要に応じて修了証の写し

③協議会から送付される「技能講習受講承認通知書」を受け取る。

④受講日に会場に行き、講習を受ける。

● 受講料(テキスト代含む)は協議会が全額助成します。対象は季節労働者の方のみです。

● 定員がありますので、お早めに申込下さい。

● 講習を受けた方は1~2月頃に開催予定の通年雇用促進支援セミナーに参加頂きます。

※ 美幌・津別町外にお住まいの季節労働者の方(勤務先が美幌・津別町内)は一部当協議会で助成可出来ない種目があります。  
詳しくは協議会までお問い合わせください。

申込方法等、詳しくは下記に問合せ下さい。

**美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会**

Tel:0152-77-6188 Fax:0152-72-4869 Mail:bitu-tunenkoyo@polka.ocn.ne.jp

〒092-8650 美幌町字東2条北2丁目25番地 美幌町役場経済部商工観光課内

受講資格別の時間割・受講料は裏面を参照して下さい。

技能講習受講資格別時間割及び受講料

科目	受講時間	講習期間	受講資格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
玉掛け	A 15H	3日間	①クレーン、移動式クレーン等の免許の取得者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習修了者。 ③床上操作式クレーン運転技能講習修了者。	27,720	1,705	29,425
	B 15H	3日間	①つり上げ荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン未満のクレーン等の玉掛の特別教育修了後、玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験者。	27,720	1,705	29,425
	16H	3日間	①つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ②制限荷重1トン以上のクレーン等の玉掛の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。 ③制限荷重1トン未満の揚貨装置の玉掛作業の補助作業に6ヶ月以上従事した経験者。	29,810	1,705	31,515
	19H	3日間	①未経験者。	31,900	1,705	33,605
小型移動式クレーン	16H	3日間	①クレーン運転士免許を有する者。 ②デリック運転士免許を有する者。 ③揚貨装置運転士免許を有する者。 ④床上操作式クレーン運転技能講習の修了者。 ⑤玉掛技能講習の修了者。	44,055	1,705	45,760
	17H	3日間	①建設機械施工技術検定の内、1級若しくは2級の技術検定に合格した者で第2種若しくは第6種に合格した者。 ②車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習の修了者。	45,485	1,705	47,190
	20H	3日間	未経験者。	52,855	1,705	54,560
車両系建設機械(整地等)	14H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許を有し、小型車両系(整地等)等の特別教育を修了し経験が3ヶ月以上の者。 ③不整地運搬車運転技能講習の修了者。	40,480	1,430	41,910
	38H	5日間	運転免許がなく、小型車両系(整地等)の経験が全くない者。	95,040	1,430	96,470
車両系建設機械(解体用)	5H	1日間	①車両系建設機械(整地等)運転技能講習の修了者。	25,410	1,430	26,840
高所作業車	12H	2日間	①移動式クレーン運転士免許を有する者。 ②小型移動式クレーン運転技能講習の修了者。	42,086	1,474	43,560
	14H	2日間	①建設機械施工技術検定に合格した者。 ②大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許を有する者。 ③フォークリフト、ショベルローダー、車両系建設機械(整地等・解体用)、不整地運搬車の内、いずれかの運転技能講習の修了者。	43,076	1,474	44,550
フォークリフト	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型自動車免許、中型自動車免許若しくは普通自動車免許又は大型特殊自動車(限定付)免許を有し、フォークリフト運転の特別教育を受け、フォークリフトの運転経験が3ヶ月以上ある者。	25,905	1,375	27,280
	31H	4日間	①大型自動車・中型自動車・普通自動車運転免許のどれかを有する者。 ②大型特殊自動車(限定付)運転免許を有する者。	50,105	1,375	51,480
不整地運搬車	11H	2日間	①大型特殊自動車免許を有する者。 ②大型・中型・普通自動車免許のいずれかを持ち、小型車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)もしくは不整地運搬車の運転の特別教育を修了後、3ヶ月以上経験のある者。(免許証及び事業主の証明が必要) ③車両系建設機械(整地・運搬・積込用・掘削用・解体用)運転技能講習を修了した者。	38,885	2,035	40,920

特別教育及び安全衛生教育受講資格別時間割及び受講料

科目	受講時間	講習期間	受講資格	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)
クレーン等の特別教育(5t未満)	10H	2日間	玉掛け技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ※短縮コース	18,590	受講料に含む	18,590
	13H	2日間	未経験者 ※標準コース	20,790	受講料に含む	20,790
自由研削といしの業務に係る特別教育	6H	1日間	未経験者	13,640	受講料に含む	13,640
アーク溶接等の特別教育	15H	2日間	事業主の証明が必要 ※短縮コース	23,210	受講料に含む	23,210
フルハーネス特別教育	6H	1日間	未経験者	14,630	受講料に含む	14,630
小型車両系建設機械(整地等)	13H	2日間	未経験者	22,000	受講料に含む	22,000
ローラーの運転業務に係る特別教育	10H	2日間	未経験者	21,230	受講料に含む	21,230
新・伐木等の特別教育	18H	3日間	未経験者	30,800	受講料に含む	30,800
刈払機取扱者安全衛生教育	6H	1日間	未経験者	14,850	受講料に含む	14,850